

## 地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令の概要について

### 1. 趣旨

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号）により、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）が改正され、マイナンバーカードを用いた組合員又は被扶養者（以下「組合員等」という。）の資格確認が法定化されるとともに、個人情報保護の観点から、短期給付及び長期給付の事業並びに福祉事業の遂行等の目的以外で組合員等記号・番号の告知を求めることを禁止する告知要求制限の規定が設けられたところ。

本改正の施行（令和2年10月1日施行）に向けて、地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）において定められている組合員等の資格の確認等の手続について、オンライン資格確認の仕組みに対応する改正を行うとともに、告知要求制限に係る細則を定める等の所要の改正を行う。

### 2. 改正の内容

#### I オンライン資格確認の導入

- 従来、組合員等が保険医療機関等を受診する際に使用する各種証類については、①組合員等による認定の申請、②組合による資格・適用区分の認定及び証の発行、③保険医療機関等の窓口における証の提示による資格・適用区分の確認が行われてきたところ。
- 今後は、オンライン資格確認システムの仕組みにより、申請行為等の一部の省略や、保険医療機関等におけるマイナンバーカードを用いた資格・適用区分の確認を可能とするため、所要の改正を行う。
- オンライン資格確認システムの導入に伴い、各証の取扱は以下の通り変更となる。

	申請	証の発行	証の提示
組合員証		引き続き発行	原則不要
高齢受給者証		引き続き発行	原則不要（※）
特定疾病療養受療証	引き続き必要	引き続き発行	原則不要
限度額適用認定証	申請不要	原則不要	原則不要
限度額適用・標準負担額減額認定証	引き続き必要	引き続き発行	原則不要

※ オンラインにより資格確認ができる場合は証の提示を不要としている。

(1) 組合員等の資格の確認について（第 104 条第 1 項）

「その他主務省令で定める方法」として、組合員証又は被扶養者証を用いた組合員等の資格の確認方法を規定する。

(2) 高齢受給者証の提出について（第 104 条第 2 項）

法第 57 条第 2 項第 2 号又は第 3 号に該当する組合員については、原則として高齢受給者証を提出することとする。

ただし、保険医療機関等において、患者がこれに該当することを確認できる場合（※）については、高齢受給者証の提出を行わないこととする。

※具体的には、電子資格確認や、組合員証を用いてオンライン上で負担割合の確認を行うことができる場合を指す。

(3) 特定疾病療養受療証の提出について（第 110 条 4 の 3）

オンライン資格確認の導入後も、特定疾病の認定にあたっては組合員による申請を要することとなるが、一方で、保険者が認定情報をシステム上に登録することにより、医療機関の窓口においては、オンライン資格確認による患者の認定情報の確認が可能となる。

このため、保険医療機関等において組合員証又は被扶養者証を提出することにより組合員等の資格の確認を受ける場合のみ、特定疾病療養受療証の提示を義務付けることとする。

(4) 限度額適用の認定等について（第 110 条の 5）

オンライン資格確認導入後は、標準報酬月額に基づいて、組合が組合員の申請を待たずに自己負担限度額の適用区分の認定を行い、当該認定した適用区分をオンライン資格確認システム上に登録することにより、保険医療機関等は、窓口において、オンライン資格確認による患者の適用区分の確認が可能となるスキームを構築する。

また、限度額適用認定証の交付は、組合員の求めがある場合のみ行うこととする。

さらに、保険医療機関等の求めがある場合のみ、限度額適用認定証の提示を義務づけることとする。

(5) 限度額適用・標準負担額減額の認定等について（第 110 条の 6）

住民税非課税世帯の自己負担限度額の認定については、組合は認定に必要な住民税情報を保有しておらず、また、すべての組合員等の住民税情報についてマイナンバー情報連携により確認を行うことも、事務負担の面から現実的ではないことから、上記（4）の高額療養費の限度額適用の認定に係る改正に関わらず、引き続き組合員からの届出を要する。

なお、組合員による申請に基づき、組合が認定を行った場合には、組合が適用区分をシステム上に登録することにより、保険医療機関等の窓口においては、オンライン資格確認による患者の適用区分の確認が可能となる。

このため、保険医療機関等の求めがある場合のみ、限度額適用・標準負担額減額認定証の提示を義務付けることとする。

(6) その他所要の規定の整備

その他、所要の規定整備を行う。

## II 組合員等記号・番号の告知要求制限の導入

○ オンライン資格確認システムの導入に当たり、社会保険診療報酬支払基金等が、保険者番号及び組合員等の組合員等記号・番号（以下「組合員等記号・番号等」という。）を医療保険の資格情報と紐付けて一元的に管理する仕組みを構築するため、改正法において、従来世帯単位で発行されている組合員等記号・番号等を個人単位で発行することとされた。

○ プライバシー保護の観点から、改正法においては、短期給付事業の遂行等以外の目的で組合員等記号・番号等の告知を設けることを禁止する「告知要求制限」が規定されたところ。

○ これに伴い、短期給付事業の遂行等の目的のために、組合員等記号・番号等の告知制限要求の適用除外に係る規定を設ける。

(1) 短期給付事業の遂行等の目的の場合に、告知要求を行うことが可能な「主務大臣等」について（第165条の2第1項）

- ・ 主務大臣
- ・ 組合
- ・ 社会保険診療報酬支払基金
- ・ 国民健康保険団体連合会 等

(2) 「主務大臣等」以外の者が告知要求を行うことが可能な場合について（第165条の2第2項）

- ・ 医療保険者が高齢者の医療の確保に関する法律に基づく事業を行う場合
- ・ 国立がん研究センターががん登録等の推進に関する法律に基づく事務を行う場合 等

### Ⅲ オンライン資格確認システムを活用した療養の給付等に関する記録の提供

○ 今般、組合員等が、マイナポータルを通じて療養の給付に関する記録を閲覧する環境を構築することとされたことから、組合が、組合員等の求めに応じ、当該組合員等の健康の保持増進のため必要な範囲内において、電磁的方法を利用して療養の給付等に関する記録を提供することができる旨の規定を設ける（第119条の6条）。

#### **3. スケジュール**

公布日：令和2年9月25日

施行期日：令和2年10月1日（ただし、別表第1号表の改正については公布日）